

○東総広域水道用水供給事業の経営の認可について

〔昭和48年3月31日〕
〔厚生省環第316号〕

水道法第26条の規定に基づき、昭和48年3月20日東水企第3号申請の東総広域水道用水供給事業の経営を認可する。

昭和48年3月31日

厚生大臣 斎藤 邦吉